

実務対応報告第 10 号

種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い

平成 15 年 3 月 13 日
企業会計基準委員会

本実務対応報告は、平成 20 年 3 月 10 日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。

- ・ 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(平成 20 年 3 月 10 日改正)

目的

平成 13 年の商法改正における種類株式制度の見直しにより、優先株式をはじめとした種類株式¹の内容が多様化するとともに、その発行金額が増加している。この中には、最近、会社再建の一手法として行われているデット・エクイティ・スワップの実行により生じた種類株式なども含まれている。

株式の貸借対照表価額は、平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「金融商品に係る会計基準」(平成 18 年 8 月に企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。))として改正されている。並びに平成 12 年 1 月 31 日に日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)²において定められている。これらにおける株式の貸借対照表価額の定めは、普通株式を念頭においたものと考えられる。

原則として、種類株式も金融商品会計基準及び金融商品実務指針の定めに従うものと考えられるが、種類株式の中には、債券と同様の性格を有すると考えられるものや、発行会社の普通株式の市場価格との密接な連動性を有するものもあり、普通株式の場合とは異なる考慮が働く余地がある。このように種類株式の貸借対照表価額の取扱いについては、実務上、必ずしも明らかではない部分があるため、当委員会では、平成 14 年 10 月 9 日に実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」の公表後、種類株式の貸借対照表価額に関する取扱いの検討を行ってきた。

¹ 本実務対応報告においては、数種の株式(商法第 222 条) 転換予約権付株式(商法第 222 条ノ 2 から第 222 条ノ 7) 及び強制転換条項付株式(第 222 条ノ 8 から第 222 条ノ 10) を種類株式と呼ぶ。

² この他、平成 12 年 9 月 14 日に日本公認会計士協会 会計制度委員会から公表された「金融商品会計に関する Q&A」(以下「金融商品会計 Q&A」という。)がある。

本実務対応報告では、様々な内容を有する種類株式のうち、現状において実務上の取扱いを明確にする必要性が高いと考えられる種類株式の貸借対照表価額について、金融商品会計基準及び金融商品実務指針の考え方を踏まえた取扱いを公表するものである。すなわち、まず、形式的には株式であっても債券と同様の性格を持つと考えられるものは、債券の評価と同様に取り扱うことが適当であり（Q1参照）。それ以外の場合で、市場価格のある種類株式は市場価格に基づく価額で、市場価格のない種類株式は取得原価をもって貸借対照表価額とすることとなる（Q2参照）。また、市場価格のない種類株式の減損処理にあたっては、評価モデルを利用する方法によって実質価額を算定し、当該方法による価額を得ることが困難である場合には、1株当たりの純資産額を基礎とする方法や優先的な残余財産分配請求額を基礎とする方法によって実質価額を算定する（Q3参照）。

なお、本実務対応報告は、種類株式のうち、現状において実務上の取扱いを明確にする必要性が高いと考えられるもののみを取り上げたものであり、今後、必要がある場合には、その貸借対照表価額についての取扱いを追加することがある。また、本実務対応報告は、種類株式の保有者側の取扱いを明らかにしたものであり、発行者側の会計処理は取り扱っていない。

会計処理

債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式

Q1 債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式の貸借対照表価額はどうか？

A 形式的には株式であっても、発行会社が一定の時期に一定額で償還すると定めている種類株式や、発行会社や保有者が一定額で償還する権利を有し取得時点において一定の時期に償還されることが確実に見込まれる種類株式は、経済的には清算時の弁済順位を除き、債券と同様の性格を持つと考えられるため、その貸借対照表価額は債券の貸借対照表価額（金融商品会計基準第15項、第16項、第18項から第20項、第22項及び第23項）と同様に取り扱うことが適当である。

債券と同様の性格を持つと考えられるもの以外の種類株式

Q2 債券と同様の性格を持つと考えられるもの以外の種類株式の貸借対照表価額はどうか？

A Q1のAで記述されているような債券と同様の性格を持つもの以外の種類株式の貸借対照表価額については、以下の取扱いとなる。

(1) 市場価格のある種類株式

市場価格のある種類株式は、当該市場価格に基づく価額（ただし、子会社及び関連会社が発行した種類株式は、取得原価）をもって貸借対照表価額とされる（金融商品会計基準第 15 項、第 17 項及び第 18 項、並びに金融商品実務指針第 63 項）。また、売買目的有価証券以外の市場価格のある種類株式について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）される（金融商品会計基準第 20 項及び金融商品実務指針第 91 項）。

市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれる（金融商品会計基準（注 2））ため、取引所及び店頭において取引が行われていなくても、流通性を確保する上で十分に整備されている取引システム（例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場）で成立する取引価格が存在する（金融商品実務指針第 51 項）場合には、当該種類株式は市場価格のある株式として取り扱われる。

なお、種類株式自体は市場で取引されていなくとも転換を請求できる権利を行使して、容易に市場価格のある普通株式に転換し取引できるような場合（例えば、現時点で保有者によって市場価格のある普通株式に転換請求が可能であって、ディープ・イン・ザ・マネーの状態にある場合）も、市場価格のある株式として取り扱われると考えられる。

(2) 市場価格のない種類株式

市場価格のない種類株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とされ、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）される（金融商品会計基準第 21 項及び金融商品実務指針第 92 項）。

これは、その他有価証券に分類される市場で売買されない株式は、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないものとし、当該株式は時価のない有価証券として取り扱われている（金融商品実務指針第 63 項ただし書き）ことによる。株式がこのように取り扱われている理由としては、一般に将来キャッシュ・フローが約定されている債券と異なり、市場価格のない株式については、現状、市場価格に準じた合理的に算定された価額を得ることは極めて難しいと考えられていること、また、理論的と考えられる価額を算定することができたとしても、市場で売買されていない場合には、当該価額による自由な換金・決済等が可能であるとは言い難いことが挙げられる（この点については、金融商品会計基準第 66 項を参照のこと。）。

市場価格のない種類株式の減損処理

Q 3 市場価格のない種類株式の減損処理を行うにあたって、実質価額はどのように算定されるか？

A 市場価格のない株式の減損処理を行うにあたり、実質価額とは、通常、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に、所有株式数を乗じた金額とされている（金融商品実務指針第92項参照）。

これは普通株式を念頭においた取扱いであると考えられ、優先株式その他の種類株式については、普通株式と異なる考慮が必要と考えられる。市場価格のない種類株式のうち、債券と同様の性格を持つと考えられる株式（Q1参照）以外のものに関する実質価額の算定及び減損処理については、原則として、以下による。

(1) 評価モデルを利用する方法

市場価格のない種類株式のうち、例えば、満期の定めのない永久債に類似したようなものや、現在は転換できないが、将来、転換を請求できる権利を行使して市場価格のある普通株式に転換できること等により普通株式の市場価格と関連性を有するものについては、困難であると認められる場合を除き、割引将来キャッシュ・フロー法やオプション価格モデルなどを利用した評価モデルによる価額を実質価額とする。当該評価モデルについては、原則として、每期同様のものを使用する。

なお、このように評価モデルを利用して算定された価額が、取得原価に比べて50%程度以上低下した場合には、原則として、当該価額まで減額し評価差額は当期の損失として処理しなければならない（金融商品実務指針第92項及び第285項参照）。また、50%程度以上低下しないときでも、金融商品実務指針第91項に準じて、当該価額に基づく減損処理の要否を判断することが適当である。

(2) 評価モデルを利用して算定された価額を得ることが困難である場合

(1)の評価モデルを利用して算定された価額を得ることが困難である場合には、以下の又はのような方法により実質価額を算定する。こうした方法により算定された実質価額が、少なくとも取得原価に比べて50%程度以上低下した場合には、当該実質価額まで減額し、評価差額は当期の損失として処理しなければならない（金融商品実務指針第92項及び第285項参照（これに係る金融商品会計Q&A Q33及びQ34も参照のこと。））。

なお、普通株式の市場価格と連動性があると想定される種類株式については、評価モデルを利用した価額を得ることが困難であっても、普通株式の市場価格が当該種類株式の取得時点に比べて著しく下落した場合には、当該種類株式の実質価額も著しく

低下していると想定され、減損処理を行うことが合理的と考えられる場合が多いことに留意する必要がある。

1株当たりの純資産額を基礎とする方法

利益配当請求権に関する普通株式との異同や転換を請求できる権利の条件等を考慮して、種類株式の普通株式相当数を算定することが可能な場合には、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した発行会社の純資産額（この点については金融商品実務指針第92項参照）を、種類株式の普通株式相当数と普通株式数の合計で除した1株当たりの純資産額に、所有する当該種類株式の普通株式相当数を乗じて実質価額を算定することが考えられる。ここでいう種類株式の普通株式相当数とは、例えば、普通株式への転換を仮定した場合の普通株式数（転換価格が固定されている場合には当該転換価格、普通株式の市場価格に基づいて決定・修正される場合には貸借対照表日現在の普通株式の市場価格に基づいて算定された転換価格による）など、1株当たり純資産額を基礎とする方法に用いられる当該種類株式の株式数に対応すると考えられる普通株式数をいう。

優先的な残余財産分配請求額を基礎とする方法

普通株式よりも利益配当請求権及び残余財産分配請求権が優先的であるような場合には、優先的な残余財産分配請求額を基礎とする方法によって実質価額を算定することも考えられる。この場合、の方法と同様に、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した発行会社の純資産額が、優先的な残余財産分配請求権総額を下回っている場合には、当該純資産額（当該純資産額が、優先的な残余財産分配請求権総額を上回っている場合には、当該残余財産分配請求権総額に配当可能限度額のうち種類株式相当分を加えた金額）を、当該種類株式数で除した1株当たりの純資産額に、所有する当該種類株式数を乗じて実質価額を算定することが考えられる。

種類株式を発行している場合の市場価格のない普通株式の減損処理

Q4 種類株式を発行している会社の市場価格のない普通株式の減損処理は、どのように行われるか？

A 市場価格のない普通株式の減損処理は、Q3のAで記述されているように、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額（会社の超過収益力や経営権等を反映する場合もある）に、所有株式数を乗じた実質価額に基づいて行われる（金融商品実務指針第92項参照）。

この際、市場価格のない普通株式を発行している会社が種類株式も発行している場合、市場価格のない普通株式の1株当たりの純資産額は、発行会社の純資産額をそのまま用いて算定するのではなく、金融商品実務指針第92項に基づく発行会社の純資産額から、

種類株式に帰属すべき純資産額を控除して算定されることに留意する。

適用時期

本実務対応報告は、平成 15 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用する。ただし、デット・エクイティ・スワップによって取得した種類株式（取得時に、実務対応報告第 6 号が適用されていないものも含む）については、公表日の属する事業年度に係る財務諸表から適用する³。それ以外の株式についても、平成 15 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度に係る財務諸表について、本実務対応報告を適用することが望ましい。

議決

本実務対応報告は、第 28 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。

以 上

³ これは、デット・エクイティ・スワップによって取得した種類株式については、会計処理を早期に明らかにし実施することが要請されており、本来、期末時の会計処理も含めて定めるべきところを、実行時における会計処理のみ先行して実務対応報告第 6 号として公表し、その後速やかに追加検討を行うとしていた経緯による。